証券コード8570

2013年２月13日

株主の皆さまへ

本店　東京都千代田区神田錦町一丁目１番地
本社　東京都千代田区神田美土代町１番地
イオンクレジットサービス株式会社
代表取締役兼社長執行役員　神　谷　　和　秀

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　株主の皆さまには日頃よりご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、当日ご出席いただけない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2013年2月27日(水曜日)午後６時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　2013年２月28日（木曜日）午前10時

２．場　　所　　東京都千代田区神田美土代町７番地
住友不動産神田ビル　ベルサール神田　２階ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

決議事項

第１号議案　　吸収分割契約承認の件

第２号議案　　定款一部変更の件

【書面による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2013年２月27日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権の行使の場合】

インターネットによる議決権の行使に際しましては、24頁から25頁記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.it-soukai.com/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって2013年２月27日（水曜日）午後６時までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、書面による議決権の行使とインターネットによる議決権行使により、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

以　上

◎株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.aeoncredit.co.jp/aeon/）に掲載させていただきます。

◎開会直前は受付の混雑が予想されますので、お早目にご来場ください（受付開始　午前９時）。

目　次

招集ご通知　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

株主総会参考書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

インターネットによる議決権行使のご案内・・・・・・・・・２４

株式会社イオン銀行に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・２７

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　吸収分割契約承認の件

当社は、2013年４月１日を効力発生日として会社分割の方法により持株会社（銀行持株会社）体制に移行するため、2013年１月25日開催の取締役会において、株式会社イオン銀行（以下「イオン銀行」といいます。）及び当社が新たに設立した完全子会社である新イオンクレジットサービス株式会社（以下「新イオンクレジットサービス」といいます。）とそれぞれ吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本吸収分割契約について、ご承認をいただきたく存じます。

１．吸収分割の理由

当社は、2012年９月12日開催の取締役会において、イオン銀行との経営統合を行うこと及び経営統合の一環として株式交換を行うことを決議し、株式交換契約締結について2012年11月21日開催の臨時株主総会において、株主の皆さまにご承認いただきました。さらに、経営統合による「融資事業の利便性向上」、「マーケティング力の強化」、「海外事業の拡大」、「営業力の強化と生産性の向上」といったシナジーの創出及び便利でお得で安心な金融商品・サービスの提供によるお客さま満足の最大化を目的に、当社の事業をイオン銀行及び新イオンクレジットサービスに吸収分割により承継させた上で、銀行持株会社に移行し、持株会社体制の下、クレジットカード事業、銀行業、プロセッシング事業、信用保証事業、海外事業等を中心に、グループ経営管理態勢を構築することが、当社グループの企業価値及び株主価値向上のため、最も適切であると判断いたしました。

そこで、当社はイオン銀行及び新イオンクレジットサービスとの間で、2013年４月１日を効力発生日とする吸収分割を行うことに合意し、2013年１月25日開催の取締役会において、本吸収分割契約を締結したものであります。

本吸収分割及び銀行持株会社への移行につきましては、法令上必要な関係当局の許認可等が得られることを条件としております。

2．吸収分割契約の内容

本吸収分割契約の内容は、以下のとおりであります。

（1）イオン銀行との吸収分割契約書

吸収分割契約書

イオンクレジットサービス株式会社（以下「甲」という。）と株式会社イオン銀行（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

本契約に定めるところに従い、甲は、本件効力発生日（第6条に定義する。以下同じ。）をもって承継対象権利義務（第3条第1項に定義する。）を分割（以下「本件吸収分割」という。）して乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

本件吸収分割を行う当事会社の商号及び住所は、次の各号に定めるとおりである。

① 吸収分割会社（甲）

商号：イオンクレジットサービス株式会社

住所：東京都千代田区神田錦町一丁目1番地

② 吸収分割承継会社（乙）

商号：株式会社イオン銀行

住所：東京都江東区枝川一丁目9番6号

第3条（本件吸収分割により承継する権利義務）

1. 甲は、別紙「承継権利義務明細表」に掲げる資産、負債その他の権利義務等（以下「承継対象権利義務」という。）を、本件効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。
2. 本件吸収分割による甲から乙に対する債務の承継については、全て重畳的債務引受の方法による。但し、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができる。

第4条（本件吸収分割に際して乙が交付する対価）

乙は、甲に対し、前条に定める権利義務の対価として、乙の普通株式500,000株を交付する。

第5条（本件吸収分割に際して増加する乙の資本金及び準備金）
本件吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って、乙が別途定める。

第6条（効力発生日）
本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、平成25年4月1日とする。但し、本件吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議し合意により、これを変更することができる。

第7条（株主総会の承認等）
甲及び乙は、本件効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）し、本契約及び本件吸収分割に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。但し、本件吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議し合意により、これを変更することができる。

第8条（会社財産の管理等）
甲及び乙は、本件効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条（競業避止義務の免除）
甲は、本件効力発生日以降、法令によるか否かを問わず、一切競業避止義務を負わない。

第10条（本件吸収分割の条件の変更及び中止）
本件効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の経営、事業、財政状態及び経営成績に重要な変動が生じた場合、本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が発生し又は発生することが明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となり又は困難となることが明らかとなった場合には、甲乙協議し合意により本件吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、本契約を解除し又は本件吸収分割を中止することができる。

第11条（本契約の効力）
本契約は、本件効力発生日までに、第7条に定める甲の株主総会の承認が得られないとき、本件吸収分割を実行するために本件効力発生日に先立って取得することが必要な法令等に定める関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は前条に従い本契約が解除されたとき若しくは本件吸収分割が中止されたときは、その効力を失う。

第12条（準拠法）
本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

第13条（管轄）
本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（協議事項）
本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議し合意により、決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成25年1月25日

甲　東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
イオンクレジットサービス株式会社
代表取締役兼社長執行役員　神谷　和秀

乙　東京都江東区枝川一丁目9番6号
株式会社イオン銀行
代表取締役社長　森山　高光

別紙

承継権利義務明細表

本件吸収分割において乙が甲から承継する権利義務は、甲の以下に掲げる権利義務とする。但し、金融機関との間の金銭消費貸借契約に係る契約上の地位及びこれに基づく権利義務は第2項に定めるものに限るものとする。また、別添「承継対象権利義務から除かれるもの」に定める権利義務を除く。なお、甲及び乙が別途合意する権利義務についてはこれらの限りでない。

1．各種事業等に係る権利義務
甲が以下に掲げる事業に関して有する一切の資産、負債、契約に係る契約上の地位及びこれに基づく権利義務、並びに許認可等（許可、認可、承諾、登録、届出等をいう。但し、法律上承継可能なものに限る。）
(1) クレジットカード事業（アクワイヤリング業務に係る事業を除く。）
(2) 証書貸付事業（メンバーズローンに係る事業に限る。）
(3) ローンカード事業

2． 金融機関からの借入金等
(1) 金融機関との間の金銭消費貸借契約に基づく借入金債務のうち、当該契約上、当該契約の締結日から1年を超える日に弁済期限が設定されたもの並びにこれに係る契約上の地位及び当該契約に基づく一切の権利義務
(2) 金融機関との間の金銭消費貸借契約に基づく借入金債務であって、かつ、当該契約上、当該契約の締結日から1年以内に弁済期限が設定されたもののうち、甲が、本契約の締結日以降本件効力発生日までに、金融機関との間で締結する金銭消費貸借契約に係る借入金債務並びにこれに係る契約上の地位及び当該契約に基づく一切の権利義務
(3) 甲が、甲と有限会社フロンティア・ファンディング・コーポレーションとの間の平成22年２月12日付債権譲渡基本契約及び当該契約に関して締結された適格債権の割引支払コミットメントに関する覚書に係る契約上の地位及び当該契約に基づく一切の権利義務

別添

承継対象権利義務から除かれるもの

1．キャッシング債権（甲の発行に係るクレジットカードの会員が当該カードの利用規約に基づきキャッシングサービスを利用することによって生じる、甲の当該会員に対する金銭債権（利息債権及び手数料債権を含む。以下同じ。）をいう。）、ショッピング債権（甲の発行に係るクレジットカードの会員が当該カードの利用規約に基づきショッピングサービスを利用することによって生じる、甲の当該会員に対する金銭債権をいう。）、メンバーズローン債権（甲の発行に係るクレジットカードの会員がメンバーズローン規約に基づき証書貸付サービスを利用することによって生じる、甲の当該会員に対する金銭債権をいう。）及びローンカード債権（甲の発行に係るローンカードの会員が当該カードの利用規約に基づきローンサービスを利用することによって生じる、甲の当該会員に対する金銭債権をいう。）等に関する権利義務のうち、以下に該当するもの

(1) 甲が有するキャッシング債権又はショッピング債権のうち、以下のいずれかに該当するもの。

① 甲の発行に係るクレジットカードの利用規約に基づくキャッシングサービスを、平成19年3月10日以前に利用したカードに係るキャッシング債権。

② キャッシング債権又はショッピング債権に係る債務の履行を本件効力発生日時点で87日以上遅滞している会員に対する一切のキャッシング債権及びショッピング債権。

③ 破産、民事再生その他これらに類する債務整理手続（私的整理手続を含み、以下単に「債務整理手続」という。）の開始の申立てがなされた会員に対して有する一切のキャッシング債権及びショッピング債権。

(2) メンバーズローン債権のうち、以下のいずれかに該当するもの。

① メンバーズローン債権に係る債務の履行を本件効力発生日時点で87日以上遅滞している会員に対する一切のメンバーズローン債権。

② 債務整理手続の開始の申立てがなされた会員に対して有する一切のメンバーズローン債権。

(3) 甲が有するローンカード債権のうち、以下のいずれかに該当するもの。

① 甲の発行に係るローンカードの利用規約に基づくローンサービスを、平成19年3月10日以前に利用したカードに係るローンカード債権。

② ローンカード債権に係る債務の履行を本件効力発生日時点で87日以上遅滞している会員に対する一切のローンカード債権。

③ 債務整理手続の開始の申立てがなされた会員に対して有する一切のローンカード債権。

(4) 上記(1)乃至(3)の会員に関する個人情報。

(5) 上記(1)乃至(3)に定める債権に係る契約に基づき甲がその会員に対して有する金銭返還債務。但し、当該会員が甲に対して当該契約に定める元本及び利息を超過して支払った場合における当該超過支払分に係る金銭返還債務を除く。

2．甲がそのクレジットカード事業に関して有する不動産、動産、ネットワークシステム、ソフトウェア並びにこれらに関して締結された契約（甲が、効力発生日までに、乙に対するクレジットカード事業（アクワイヤリング業務に係る事業を除く。）の承継に伴って乙との間で締結する、本件吸収分割の効力が発生することを停止条件とする賃貸借契約を含む。）に係る契約上の地位及びこれらに基づく一切の権利義務、並びにこれらに関する一切の許認可等

3．甲が顧客に対する債権の回収のために金融機関との間で締結した、預金契約及び口座振替契約に係る契約上の地位並びにこれらに基づく一切の権利義務

4．甲が有する、甲とみずほ信託銀行株式会社との間の平成16年1月13日付貸金債権信託契約に係る契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務（劣後受益権を含む。）

5．甲がVisa WorldWide Pte. Limited及びその関連会社、MasterCard International Inc.及びその関連会社並びに株式会社ジェーシービーとの間で締結する、クレジットカードのVisaブランド、MasterCardブランド又はJCBブランドに関する契約の契約上の地位及びこれらに基づく一切の権利義務

6．甲の発行する社債、新株予約権付社債及びコマーシャルペーパー、並びに甲の子会社の借入れに関する保証に係る契約上の地位並びにこれらに基づく一切の権利義務

7．本件効力発生日後の甲の事業（子会社等管理事業）を運営するために必要な不動産、動産、知的財産権、ネットワークシステム、ソフトウェア並びにこれらに関して締結された契約に係る契約上の地位及びこれらに基づく一切の権利義務

8．本件効力発生日後の甲の事業（子会社等管理事業）を運営するために必要な各種契約（甲の子会社に対する貸付金に係る契約を含む。）及び甲が上場会社として契約すべき各種契約に係る契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務

9．甲が保有する内国会社及び外国会社の株式又は持分

10．本件効力発生日において甲が締結している雇用契約及び出向契約（甲が、効力発生日までに、乙に対するクレジットカード事業（アクワイヤリング業務に係る事業を除く。）の承継に伴って乙との間で締結する、本件吸収分割の効力が発生することを停止条件として乙への出向が開始する旨を定めた出向契約を含む。）並びに甲とイオンクレジットサービスユニオンとの間の労働協約の契約上の地位並びにこれに基づく一切の権利義務

（2）新イオンクレジットサービスとの吸収分割契約書

吸収分割契約書

イオンクレジットサービス株式会社（以下「甲」という。）と新イオンクレジットサービス株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）
本契約に定めるところに従い、甲は、本件効力発生日（第6条に定義する。以下同じ。）をもって承継対象権利義務（第3条第1項に定義する。）を分割（以下「本件吸収分割」という。）して乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第2条（当事会社の商号及び住所）
本件吸収分割を行う当事会社の商号及び住所は、次の各号に定めるとおりである。
① 吸収分割会社（甲）
商号：イオンクレジットサービス株式会社
住所：東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
② 吸収分割承継会社（乙）
商号：新イオンクレジットサービス株式会社
住所：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

第3条（本件吸収分割により承継する権利義務）
1. 甲は、別紙「承継権利義務明細表」に掲げる資産、負債その他の権利義務等（以下「承継対象権利義務」という。）を、本件効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。
2. 本件吸収分割による甲から乙に対する債務の承継については、全て重畳的債務引受の方法による。但し、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができる。

第4条（本件吸収分割に際して乙が交付する対価）
　乙は、甲に対し、前条に定める権利義務の対価として、乙の普通株式9,000,000株を交付する。

第5条（本件吸収分割に際して増加する乙の資本金及び準備金）
　本件吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って、乙が別途定める。

第6条（効力発生日）
　本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、平成25年4月1日とする。但し、本件吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議し合意により、これを変更することができる。

第7条（株主総会の承認等）
　甲及び乙は、本件効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）し、本契約及び本件吸収分割に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。但し、本件吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議し合意により、これを変更することができる。

第8条（会社財産の管理等）
　甲及び乙は、本件効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条（競業避止義務の免除）
　甲は、本件効力発生日以降、法令によるか否かを問わず、一切競業避止義務を負わない。

第10条（本件吸収分割の条件の変更及び中止）
　本件効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の経営、事業、財政状態及び経営成績に重要な変動が生じた場合、本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が発生し又は発生することが明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となり又は困難となることが明らかとなった場合には、甲乙協議し合意により本件吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、本契約を解除し又は本件吸収分割を中止することができる。

第11条（本契約の効力）
本契約は、本件効力発生日までに、第7条に定める甲の株主総会の承認が得られないとき、本件吸収分割を実行するために本件効力発生日に先立って取得することが必要な法令等に定める関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は前条に従い本契約が解除されたとき若しくは本件吸収分割が中止されたときは、その効力を失う。

第12条（準拠法）
本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

第13条（管轄）
本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（協議事項）
本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議し合意により、決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成25年1月25日

甲　東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
イオンクレジットサービス株式会社
代表取締役兼社長執行役員　神谷　和秀

乙　千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
新イオンクレジットサービス株式会社
代表取締役　水野　雅夫

別紙

承継権利義務明細表

本件吸収分割において乙が甲から承継する権利義務は、甲の以下に掲げる権利義務とする。但し、金融機関との間の金銭消費貸借契約に係る契約上の地位及びこれに基づく権利義務は第5項に定めるものに限るものとする。また、別添「承継対象権利義務から除かれるもの」に定める権利義務を除く。なお、甲及び乙が別途合意する権利義務についてはこれらの限りでない。

1．甲が以下に掲げる事業以外に関して有する一切の資産、負債、契約に係る契約上の地位及びこれに基づく権利義務、並びに許認可等（許可、認可、承諾、登録、届出等をいう。但し、法律上承継可能なものに限る。）
（1）クレジットカード事業（アクワイヤリング業務に係る事業を除く。）
（2）証書貸付事業（メンバーズローンに係る事業に限る。）
（3）ローンカード事業

2．キャッシング債権（甲の発行に係るクレジットカードの会員が当該カードの利用規約に基づきキャッシングサービスを利用することによって生じる、甲の当該会員に対する金銭債権（利息債権及び手数料債権を含む。以下同じ。）をいう。）、ショッピング債権（甲の発行に係るクレジットカードの会員が当該カードの利用規約に基づきショッピングサービスを利用することによって生じる、甲の当該会員に対する金銭債権をいう。）、メンバーズローン債権（甲の発行に係るクレジットカードの会員がメンバーズローン規約に基づき証書貸付サービスを利用することによって生じる、甲の当該会員に対する金銭債権をいう。）及びローンカード債権（甲の発行に係るローンカードの会員が当該カードの利用規約に基づきローンサービスを利用することによって生じる、甲の当該会員に対する金銭債権をいう。）等に関する権利義務のうち、以下に該当するもの
（1）甲が有するキャッシング債権又はショッピング債権のうち、以下のいずれかに該当するもの。
① 甲の発行に係るクレジットカードの利用規約に基づくキャッシングサービスを、平成19年3月10日以前に利用したカードに係るキャッシング債権。
② キャッシング債権又はショッピング債権に係る債務の履行を本件効力発生日時点で87日以上遅滞している会員に対する一切のキャッシング債権及びショッピング債権。
③ 破産、民事再生その他これらに類する債務整理手続（私的整理手続を含み、以下単に「債務整理手続」という。）の開始の申立てがなされた会員に対して有する一切のキャッシング債権及びショッピング債権。

(2) メンバーズローン債権のうち、以下のいずれかに該当するもの。
① メンバーズローン債権に係る債務の履行を本件効力発生日時点で87日以上遅滞している会員に対する一切のメンバーズローン債権。
② 債務整理手続の開始の申立てがなされた会員に対して有する一切のメンバーズローン債権。
(3) 甲が有するローンカード債権のうち、以下のいずれかに該当するもの。
① 甲の発行に係るローンカードの利用規約に基づくローンサービスを、平成19年3月10日以前に利用したカードに係るローンカード債権。
② ローンカード債権に係る債務の履行を本件効力発生日時点で87日以上遅滞している会員に対する一切のローンカード債権。
③ 債務整理手続の開始の申立てがなされた会員に対して有する一切のローンカード債権。
(4) 上記(1)乃至(3)の会員に関する個人情報。
(5) 上記(1)乃至(3)に定める債権に係る契約に基づき甲がその会員に対して有する金銭返還債務。但し、当該会員が甲に対して当該契約に定める元本及び利息を超過して支払った場合における当該超過支払分に係る金銭返還債務を除く。

3．甲がそのクレジットカード事業に関して有する不動産、動産、ネットワークシステム、ソフトウェア並びにこれらに関して締結された契約（甲が、効力発生日までに、株式会社イオン銀行に対するクレジットカード事業（アクワイヤリング業務に係る事業を除く。）の承継に伴って株式会社イオン銀行との間で締結する、甲及び株式会社イオン銀行の間の吸収分割契約に係る吸収分割の効力が発生することを停止条件とする賃貸借契約を含む。）に係る契約上の地位及びこれらに基づく一切の権利義務、並びにこれらに関する一切の許認可等

4．甲が顧客に対する債権の回収のために金融機関との間で締結した、預金契約及び口座振替契約に係る契約上の地位並びにこれらに基づく一切の権利義務

5．金融機関からの借入金等
金融機関との間の金銭消費貸借契約に基づく借入金債務のうち、当該契約上、当該契約の締結日から1年以内に弁済期限が設定されたもの並びにこれに係る契約上の地位及び当該契約に基づく一切の権利義務。但し、甲が、本契約の締結日以降本件効力発生日までに、金融機関との間で締結する金銭消費貸借契約に係る借入金債務並びにこれに係る契約上の地位及び当該契約に基づく一切の権利義務を除く。

6．雇用契約
本件効力発生日において甲が締結している雇用契約及び出向契約（甲が、効力発生日までに、株式会社イオン銀行に対するクレジットカード事業（アクワイヤリング業務に係る事業を除く。）の承継に伴って株式会社イオン銀行との間で締結する、甲及び株式会社イオン銀行の間の吸収分割契約に係る吸収分割の効力が発生することを停止条件として株式会社イオン銀行への出向が開始する旨を定めた出向契約を含む。）並びに甲とイオンクレジットサービスユニオンとの間の労働協約の契約上の地位並びにこれに基づく一切の権利義務

7．甲が有する、甲とみずほ信託銀行株式会社との間の平成16年1月13日付貸金債権信託契約に係る契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務（劣後受益権を含む。）

別添

承継対象権利義務から除かれるもの

1．負債・債務等
（1） 甲が、甲と有限会社フロンティア・ファンディング・コーポレーションとの間の平成22年2月12日付債権譲渡基本契約及び当該契約に関して締結された適格債権の割引支払コミットメントに関する覚書に係る契約上の地位及び当該契約に基づく一切の権利義務
（2） 甲の発行する社債、新株予約権付社債及びコマーシャルペーパー、並びに甲の子会社の借入れに関する保証に係る契約上の地位並びにこれらに基づく一切の権利義務

2．甲がVisa WorldWide Pte. Limited及びその関連会社、MasterCard International Inc.及びその関連会社並びに株式会社ジェーシービーとの間で締結する、クレジットカードのVisaブランド、MasterCardブランド又はJCBブランドに関する契約の契約上の地位及びこれらに基づく一切の権利義務

3．本件効力発生日後の甲の事業（子会社等管理事業）を運営するために必要な不動産、動産、知的財産権、ネットワークシステム、ソフトウェア並びにこれらに関して締結された契約に係る契約上の地位及びこれらに基づく一切の権利義務

4．本件効力発生日後の甲の事業（子会社等管理事業）を運営するために必要な各種契約（甲の子会社に対する貸付金に係る契約を含む。）及び甲が上場会社として契約すべき各種契約に係る契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務

5．甲が保有する内国会社及び外国会社の株式又は持分

3．吸収分割承継会社が当社に交付する株式の数並びに吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

（1）株式の数の相当性

本吸収分割に際して、イオン銀行及び新イオンクレジットサービス（以下「両吸収分割承継会社」と総称します。）は新たに普通株式を発行し、それぞれその全てを当社に対して割当て交付いたします。かかる株式数については、両吸収分割承継会社がいずれも当社の100％子会社であり、また、本吸収分割に際して、両吸収分割承継会社が新たに発行する株式の全てが当社に割当て交付されることから、当社と両吸収分割承継会社との協議によりそれぞれ決定しており、いずれも相当であると判断しております。両吸収分割承継会社が当社に対して交付する株式の数は、それぞれ次のとおりでございます。

①イオン銀行　　普通株式　500,000株

②新イオンクレジットサービス　普通株式9,000,000株

（2）資本金及び準備金の額に関する事項の相当性

両吸収分割承継会社がそれぞれ本吸収分割に際して増加させる資本金及び準備金の額は、本吸収分割後の両吸収分割承継会社それぞれにおける機動的な資本政策等を考慮し、会社計算規則に定めるところに従って両吸収分割承継会社がそれぞれ別途定めるものとしており、相当であると判断しております。

4．イオン銀行に関する事項

（1）イオン銀行の最終事業年度（2012年３月期）における計算書類等

イオン銀行の最終事業年度（2012年３月期）に係る計算書類等の内容は、41頁以下をご参照ください。なお、41頁以下で「当行」とは、イオン銀行を意味します。

（2）イオン銀行の最終事業年度末日（2012年３月31日）後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象

イオン銀行は、当社の経営統合に関して、2012年9月12日、当社との間で、2013年1月1日を効力発生日とし、当社を株式交換完全親会社とし、イオン銀行を株式交換完全子会社とする株式交換に係る株式交換契約を締結いたしました。当該株式交換の効力発生により、2013年1月1日付で、イオン銀行は当社の100パーセント子会社となっております。なお、当社は、当該株式交換に際して、イオン銀行の株式1株につき23.7株の割合で当社の普通株式をイオン銀行の株主に対して割当て交付いたしました。（その合計数は42,660,000株です。）

5．新イオンクレジットサービスに関する事項

（1）新イオンクレジットサービスの成立の日（2012年11月29日）における貸借対照表　　（単位：百万円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（純資産の部）	
流動資産	(50)	株主資本	(50)
未収入金	50	資本金	50
資産合計	50	負債及び純資産合計	50

（2）新イオンクレジットサービスの成立の日（2012年11月29日）後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6．当社の最終事業年度の末日（2012年２月20日）後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

（1）2016年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債150億円及び2017年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債150億円の発行

2012年３月６日開催の取締役会において2016年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債及び2017年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、2012年３月23日に払込が完了しております。

	2016年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債	2017年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債
(1) 社債の名称	イオンクレジットサービス株式会社2016年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債	イオンクレジットサービス株式会社2017年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債
(2) 社債の払込金額	額面金額の100.0%（各本社債の額面金額1,000万円）	
(3) 募集価格（発行価格）	本社債の額面金額の102.5%	
(4) 払込金額の総額	15,000百万円	
(5) 社債の利率	本社債には利息は付さない。	
(6) 担保・保証の有無	本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。	
(7) 社債の払込期日及び発行日	2012年３月23日	

(8) 潜在株式の希薄化情報	2013年1月4日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は11.25% （注）潜在株式数の比率は、2013年1月4日を算出基準日として、本新株予約権付社債及び2017年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済み株式総数で除した数値	2013年1月4日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は11.25% （注）潜在株式数の比率は、2013年1月4日を算出基準日として、本新株予約権付社債及び2016年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済み株式総数で除した数値
(9) 償還期限等	2016年３月23日（償還期限）に本社債の額面金額の100%で償還する。その他、発行要項に一定の場合に繰上償還及び買入消却の定めがある。	2017年３月23日（償還期限）に本社債の額面金額の100%で償還する。その他、発行要項に一定の場合に繰上償還及び買入消却の定めがある。
(10)新株予約権に関する事項 ①新株予約権の総数	1,500個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額の合計額を1,000万円で除した個数の合計数	
②新株予約権の目的となる株式の種類及び数	本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式（単元株式数100株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記⑥記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。	
③新株予約権の割当日	2012年３月23日	
④新株予約権の行使期間	2012年４月６日から2016年３月８日	2012年４月６日から2017年３月９日
⑤新株予約権の行使に際して払い込むべき額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。	
⑥転換価額	当初1,441円	当初1,405円

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
⑧当社が組織再編等を行う場合の継承会社等による新株予約権の交付	発行要項に一定の定めがある。
⑨新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本社債の出資により本新株予約権が行使されると本社債は直ちに消却され、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
(11)調達資金の使途	資本効率の向上を目的とした自己株式取得資金として150億円を、今後さらなる成長が期待できるアジア地域子会社及び新規展開国等への投融資資金として2014年２月末までに約150億円を充当する予定である。
(12)上場取引所	本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

(2) 自己株式の取得

2012年３月６日開催の取締役会において、会社法第459条第１項第１号の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得を決議し、2012年３月７日以降自己株式の取得を実施いたしました。

①自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上と経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を実行するため。

②自己株式取得の内容

ⅰ取得対象株式の種類 当社普通株式

ⅱ取得する株式の総数 14,000,000株（上限）

（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 8.93%）

ⅲ株式の取得価額の総額150億円（上限）

ⅳ取得期間 2012年３月７日から2013年３月６日まで

ⅴ株式の取得方法 東京証券取引所における市場買付け

③自己株式の取得結果

ⅰ取得した株式の総数 12,269,800株

ⅱ取得総額 14,999,923,897円

ⅲ取得日 2012年３月７日から2012年３月22日

ⅳ取得方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNet-3)及び市場買付け

(3) 自己株式の消却

2012年４月13日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を決議しております。

①消却対象株式の種類 当社普通株式

②消却する株式の数 12,269,800株

(消却前の発行済株式総数(自己株式を含む)に対する割合 7.82%)

③消却日 2012年４月20日

(4) イオン銀行との株式交換契約の締結及び当該株式交換の効力発生

当社は、当社の経営統合に関して、2012年9月12日付で、イオン銀行との間で、2013年1月1日を効力発生日とし、当社を株式交換完全親会社とし、イオン銀行を株式交換完全子会社とする株式交換に係る株式交換契約を締結いたしました。当該株式交換の効力発生により、2013年1月1日付で、イオン銀行は当社の100パーセント子会社となっております。なお、当社は、当該株式交換に際して、イオン銀行の株式1株につき23.7株の割合で当社の普通株式を割当て交付いたしました。(その合計数は42,660,000株です。)

(5) 剰余金の配当

2012年11月９日開催の取締役会において、剰余金の配当(経営統合記念配当)を決議しております。

①配当の基準日　2013年１月４日

②１株当たり配当金　５円

③配当金総額　936百万円

④効力発生日　2013年３月18日

⑤配当原資　利益剰余金

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、本臨時株主総会における第１号議案の「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、2013年４月１日をもって、これまでの事業会社から銀行持株会社へ移行いたします。

これに伴い、現行定款第１条（商号）、第２条（目的）及び第21条（招集者および議長）につき、所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会における第１号議案が原案どおり承認可決され、当該吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として、2013年４月１日付でその効力が生じるものとします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（変更箇所には下線を付しております。）

現行定款	変更案
第１章　総則 （商号） 第１条　当会社は、イオンクレジットサービス株式会社と称し、英文ではAEON CREDIT SERVICE CO.,LTD.と表示する。	第１章　総則 （商号） 第１条　当会社は、イオンフィナンシャルサービス株式会社と称し、英文では、AEON Financial Service Co.,Ltd.と表示する。
（目的） 第２条　当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。 １．クレジットカード業、総合リース業およびその取次 ２．信用購入あっせん業、割賦債権買取業 ３．売掛債権および手形の買取業 ４．金銭貸付業および金融機関等で行う融資に対する保証 ５．集金代行業、信用調査業ならびに計算事務代行業 ６．抵当証券の売買および仲介、管理ならびに抵当証券に関する金銭の貸付 ７．特定債権等に係る事業の規制に関する法律に基づく特定債権等の譲受業および小口債権の販売業	（目的） 第２条　当会社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 １．銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理 ２．～ ７．　〔削除〕

現行定款	変更案
８．損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務ならびに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 ９．印刷出版業および旅行業法に基づく旅行業ならびにその代行業 １０．宅配便業、コピーサービス業 １１．不動産の売買、賃貸、仲介、管理および鑑定評価ならびに有価証券の保有および運用 １２．住宅の増改築、リフォームの斡旋 １３．現金自動貸出機、現金自動受払機の保全、管理 １４．資産運用および管理に係わる総合コンサルティング業、金融商品仲介業、銀行法に定める銀行代理業 １５．スポーツ施設、宿泊施設、遊技場、飲食店、結婚式場、駐車場、託児所の経営および利用斡旋 １６．クレジットカードなど各種カードの文字、磁気テープの加工 １７．代金前払方式の磁気カード、商品券、ギフト券などの前払式証票および入場券、遊技場等の割引優待券ならびに情報記録カードの発行、売買および仲介 １８．コンピュータ機器とその情報処理システムソフトウェアーの開発・運用および販売、製造、賃貸、請負、設置、修理ならびに保守 １９．電子マネーおよびその電子的価値情報（物品、情報又はサービス等の購入、利用もしくは交換に用いることができるもの）の発行、販売および管理 ２０．インターネットを利用した代金決済システムの運用およびその代理業 ２１．物品の賃貸業、倉庫業 ２２．電話加入権の売買およびその仲介斡旋業 ２３．宝くじの販売等の金融機関の代理業	８．～２３．　〔削除〕

現行定款	変更案
２４．衣料品、食料品、日用雑貨、電気製品、家具、化粧品、装飾品雑貨、貴金属、宝石、自動車、自動車部品、医薬品、酒類の販売、斡旋ならびに輸出入、内外商取引の代理業 ２５．印紙切手類、塩、タバコ、計量器の販売および古物売買業 ２６．情報処理サービス業、情報提供サービス業、労働者派遣事業、民営職業紹介業、インターネットのプロバイダー業、電話応対代行業ならびに第一種・第二種電気通信業およびその代行業 ２７．写真業および写真取次業、携帯電話、簡易型携帯電話等の通信機器の販売業 ２８．カルチャーセンター、プレイガイドの経営 ２９．前各号に付帯関連する一切の業務	２４．～２８．　〔削除〕 ２．前号に付帯関連する一切の業務
第３条～第２０条　〔条文省略〕	第３条～第２０条　〔現行どおり〕
（招集者および議長） 第２１条　当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。 ②　取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。	（招集者および議長） 第２１条　当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役のうち取締役会においてあらかじめ定めた者がこれを招集し、その議長となる。 〔削除〕
第２２条～第３９条　〔条文省略〕	第２２条～第３９条　〔現行どおり〕

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

1　インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記ＵＲＬをご参照ください。）をご利用いただくことによってのみ可能です。
なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただけます。
インターネットにより、議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。

1）今回ご案内する議決権行使コード及びパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コード及びパスワードを発行いたします。

2）インターネットによる議決権行使の具体的方法

① http://www.it-soukai.com/にアクセスしてください。
（行使期間中の午前３時～午前５時は上記ＵＲＬにアクセスすることができません。）

※　バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右記の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることが可能です。なお、操作方法の詳細はお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

② 議決権行使コード及びパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
議決権行使コード及びパスワードは、同封の議決権行使書用紙右下に記載しております。

③ 画面の案内にしたがい、議決権を行使してください。

【ご利用環境】

① パソコンをご利用の場合

・パソコン	Windows機種 （PDA、ゲーム機には対応しておりません。）
・ブラウザ	Microsoft Internet Explorer5.5以上、
・インターネット環境	プロバイダーとの契約などインターネットが利用できる環境
・画面解像度	横1024×縦768ドット以上を推奨いたします。

② 携帯電話をご利用の場合

・携帯電話	128bitSSL通信（暗号化）が可能な機種であること。「iモード」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」のいずれかのサービスが利用できること。 ※一部の携帯電話端末（スマートフォンなど）については、動作保証されていないため、ご利用いただけないことがあります。

＊Microsoft®、Windows®は、Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標または商標です。
＊「iモード」は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの登録商標です。
＊「EZweb」は、KDDI株式会社の登録商標です。
＊「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の登録商標または商標です。
＊「ＱＲコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

3）インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主さまのご負担となります。
4）セキュリティについて
行使された情報が改竄・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので安心してご利用いただけます。また議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主さまご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主さまのパスワードをお問い合わせすることはございません。

2　インターネットによる議決権の行使は、2013年2月27日午後６時までにお願いいたします。

3　書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使として取扱います。

4　インターネットで複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取扱います。

【お問い合わせ先について】
1）議決権行使に関するパソコン、携帯電話の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
電話0120-768-524（フリーダイヤル）
（受付時間　９：00～21：00　土・日・祝日を除く）
2）上記１）以外の住所変更等に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行　証券代行部
電話0120-288-324（フリーダイヤル）
（受付時間　９：00～17：00　土・日・祝日を除く）

■株式会社イオン銀行に関する事項

Ⅰ．イオン銀行の現況（２０１２年１２月３１日現在）

Ⅱ．イオン銀行の役員の現況（２０１２年１２月３１日現在）

Ⅲ．２０１３年３月期　第２四半期（中間期）財務諸表の概況（連結）

Ⅳ．最終事業年度（２０１２年３月期）における計算書類等

事業報告

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

独立監査人の監査報告書

監査役会の監査報告書

Ⅰ．イオン銀行の現況（２０１２年１２月３１日現在）

	2012年12月末	前年度末（2012年3月末）
インストアブランチ（店舗）	96	83
ＡＴＭ（台）	2,340	1,951
口座数（万口座）	293	258
従業員数（人）	843	847

Ⅱ．イオン銀行の役員の現況（２０１２年１２月３１日現在）

【取締役】

地位	氏名	担当
取締役会長	原口恒和	
取締役副会長	片岡正二	
代表取締役社長	森山高光	
取締役兼専務執行役員	渡邉廣之	経営管理本部長
取締役兼執行役員	三藤智之	アセットマネジメント部長
取締役兼執行役員	石塚和男	情報システム部長
取締役兼執行役員	久世直樹	営業本部長
取締役	清永崇司	機能開発・ＩＴ本部担当
取締役	河田和彦	
取締役	平子恵生	
取締役	弓削裕	
取締役	林直樹	
取締役	豊島正明	

【監査役】

監査役	濵﨑洋行	
監査役	加藤博	
監査役	千葉清一	
監査役	平林秀博	

【執行役員】

執行役員	青木則夫	リスク管理部担当
執行役員	表寺務	事務部長
執行役員	小林伸明	審査第一部長
執行役員	近持淳	お客さまサービス推進部長
執行役員	鈴木一嘉	企画部長
執行役員	中川伸一	業務推進部長
執行役員	新井直弘	審査部長
執行役員	小林裕明	ネット事業部長

Ⅲ．２０１３年３月期第２四半期（中間期）財務諸表の概況（連結）

（百万円未満切捨て）

１．平成25年３月期第２四半期（中間期）の連結業績（平成24年４月１日～平成24年９月30日）

（１）連結経営成績　　（％表示は、対前年中間期増減率）

	経常収益		経常利益		中間純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
25年３月期中間期	20,438	16.3	2,192	△45.3	3,821	5.3
24年３月期中間期	17,565	－	4,014	－	3,626	－

	１株当たり中間純利益	潜在株式調整後１株当たり中間純利益
	円 銭	円 銭
25年３月期中間期	1,910 56	－
24年３月期中間期	1,813 11	－

（２）連結財政状態

	総　資　産	純　資　産	自己資本比率（注1）	連結自己資本比率（国内基準）（注2）
	百万円	百万円	%	%
25年３月期中間期	1,198,125	58,202	4.8	（速報値） 8.1
24年３月期	1,217,681	56,534	4.6	8.7

（参考）　自己資本　　25年３月期中間期　　58,188百万円　　24年３月期56,522百万円

（注１）「自己資本比率」は、（期末純資産の部合計－期末少数株主持分）を期末資産の部合計で除して算出しております。

（注２）「連結自己資本比率（国内基準）」は、「銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に基づき算出しております。

２．配当の状況

	年間配当金				
	第１四半期末	第２四半期末	第３四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
24年３月期	－	－	－	－	－
25年３月期	－	－			

3．注記事項

（1）当中間期における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）：　無

（2）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更　：　無

② ①以外の会計方針の変更　：　有

③ 会計上の見積りの変更　：　無

④ 修正再表示　：　無

（3）発行済株式数

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	25年３月期中間期	2,000,000株	24年３月期	2,000,000株
② 期末自己株式数	25年３月期中間期	－株	24年３月期	－株
③ 期中平均株式数（中間期）	25年３月期中間期	2,000,000株	24年３月期中間期	2,000,000株

（個別業績の概要）

1．平成25年３月期第２四半期（中間期）の個別業績（平成24年４月１日～平成24年９月30日）

（1）個別経営成績　（%表示は、対前年中間期増減率）

	経常収益		経常利益		中間純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
25年３月期中間期	18,055	15.59	1,759	△52.8	3,720	1.3
24年３月期中間期	15,619	73.7	3,728	－	3,671	－

	１株当たり中間純利益	潜在株式調整後１株当たり中間純利益
	円　銭	円　銭
25年３月期中間期	1,860　03	－
24年３月期中間期	1,835　79	－

（2）個別財政状態

	総　資　産	純　資　産	自己資本比率（注1）	単体自己資本比率（国内基準）（注2）
	百万円	百万円	%	%
25年３月期中間期	1,196,882	58,922	4.9	（速報値）　10.4
24年３月期	1,214,827	57,357	4.7	11.3

（参考）自己資本　　25年３月期中間期 58,922百万円　　24年３月期 57,357百万円

（注１）「自己資本比率」は、期末純資産の部合計を期末資産の部合計で除して算出しております。

（注２）「単体自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に基づき算出しております。

1．中間連結財務諸表
（1）中間連結貸借対照表

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成24年3月31日）	当中間連結会計期間 （平成24年9月30日）
資産の部		
現金預け金	234,001	240,265
買入金銭債権	156,169	127,161
有価証券	334,595	223,480
貸出金	464,003	576,524
その他資産	15,644	19,017
有形固定資産	2,577	2,602
無形固定資産	11,180	10,484
繰延税金資産	332	241
貸倒引当金	△823	△1,653
資産の部合計	1,217,681	1,198,125
負債の部		
預金	1,116,652	1,104,935
借用金	5,047	－
その他負債	35,243	33,336
賞与引当金	491	455
役員業績報酬引当金	10	6
役員退職慰労引当金	69	78
ポイント引当金	676	776
その他の引当金	6	14
繰延税金負債	2,949	320
負債の部合計	1,161,147	1,139,922
純資産の部		
資本金	51,250	51,250
資本剰余金	48,750	48,750
利益剰余金	△45,397	△41,576
株主資本合計	54,602	58,423
その他有価証券評価差額金	1,919	△235
その他の包括利益累計額合計	1,919	△235
少数株主持分	12	14
純資産の部合計	56,534	58,202
負債及び純資産の部合計	1,217,681	1,198,125

（２）中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書
【中間連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）	当中間連結会計期間 （自 平成24年４月１日 至 平成24年９月30日）
経常収益	17,565	20,438
資金運用収益	8,076	9,720
（うち貸出金利息）	3,774	6,233
（うち有価証券利息配当金）	2,444	2,032
役務取引等収益	4,260	5,443
その他業務収益	4,309	1,107
その他経常収益	920	4,167
経常費用	13,551	18,245
資金調達費用	2,232	2,101
（うち預金利息）	2,217	1,945
役務取引等費用	1,553	2,257
その他業務費用	0	0
営業経費	9,588	13,034
その他経常費用	176	851
経常利益	4,014	2,192
特別利益	42	－
固定資産処分益	42	－
特別損失	78	11
固定資産処分損	1	8
解約違約金	75	2
その他の特別損失	1	－
税金等調整前中間純利益	3,977	2,180
法人税、住民税及び事業税	301	434
法人税等調整額	45	△2,079
法人税等合計	347	△1,644
少数株主損益調整前中間純利益	3,630	3,825
少数株主利益	4	4
中間純利益	3,626	3,821

【中間連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）	当中間連結会計期間 （自 平成24年４月１日 至 平成24年９月30日）
少数株主損益調整前中間純利益	3,630	3,825
その他の包括利益	△5,999	△2,154
その他有価証券評価差額金	△5,999	△2,154
中間包括利益	△2,368	1,670
親会社株主に係る中間包括利益	△2,373	1,666
少数株主に係る中間包括利益	4	4

（3）中間連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）	当中間連結会計期間 （自 平成24年４月１日 至 平成24年９月30日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	51,250	51,250
当中間期末残高	51,250	51,250
資本剰余金		
当期首残高	48,750	48,750
当中間期末残高	48,750	48,750
利益剰余金		
当期首残高	△49,668	△45,397
当中間期変動額		
中間純利益	3,626	3,821
当中間期変動額合計	3,626	3,821
当中間期末残高	△46,042	△41,576
株主資本合計		
当期首残高	50,331	54,602
当中間期変動額		
中間純利益	3,626	3,821
当中間期変動額合計	3,626	3,821
当中間期末残高	53,957	58,423
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	2,023	1,919
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△5,999	△2,154
当中間期変動額合計	△5,999	△2,154
当中間期末残高	△3,975	△235
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,023	1,919
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△5,999	△2,154
当中間期変動額合計	△5,999	△2,154
当中間期末残高	△3,975	△235
少数株主持分		
当期首残高	12	12
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1	2
当中間期変動額合計	1	2
当中間期末残高	14	14
純資産合計		
当期首残高	52,367	56,534
当中間期変動額		
中間純利益	3,626	3,821
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△5,997	△2,152
当中間期変動額合計	△2,371	1,668
当中間期末残高	49,996	58,202

（4）中間連結キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）	当中間連結会計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	3,977	2,180
減価償却費	1,170	1,229
のれん償却額	227	227
持分法による投資損益（△は益）	－	△107
貸倒引当金の増減（△）	165	830
賞与引当金の増減額（△は減少）	35	△35
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	6	8
その他引当金の増減（△）	120	103
資金運用収益	△8,076	△9,720
資金調達費用	2,232	2,101
有価証券関係損益（△）	△4,171	△1,005
固定資産処分損益（△は益）	△40	10
貸出金の純増（△）減	△110,009	△112,521
預金の純増減（△）	104,608	△11,717
借用金の純増減（△）	－	△5,047
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	△10,968	16,468
コールローン等の純増（△）減	△205	29,008
資金運用による収入	7,248	8,842
資金調達による支出	△1,567	△1,699
その他	△1,957	△2,737
小　計	△17,202	△83,581
法人税等の支払額	△432	△1,807
営業活動によるキャッシュ・フロー	△17,635	△85,389
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△244,139	△85,923
有価証券の売却による収入	145,731	28,988
有価証券の償還による収入	158,926	166,060
有形固定資産の取得による支出	△218	△382
有形固定資産の売却による収入	259	－
無形固定資産の取得による支出	△371	△617
投資活動によるキャッシュ・フロー	60,188	108,123
財務活動によるキャッシュ・フロー		
少数株主への配当金の支払額	△2	△2
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2	△2
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	42,550	22,732
現金及び現金同等物の期首残高	196,267	206,979
現金及び現金同等物の中間期末残高	238,818	229,711

2．継続企業の前提に関する事項

該当事項はありません。

3．株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

該当事項はありません。

中間連結財務諸表の作成方針
（1）連結の範囲に関する事項
①連結される子会社及び子法人等1社
イオン保険サービス株式会社
②非連結の子会社及び子法人等
該当ありません
（2）持分法の適用に関する事項
①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません
②持分法適用の関連法人等
イオン住宅ローンサービス株式会社
③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません
④持分法非適用の関連法人等
該当ありません
（3）連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項
①連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。
8月20日　1社
②連結される子会社及び子法人等は、中間決算日の中間財務諸表により連結しております。
中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております

連結注記表
記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項
（1）有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
（2）減価償却の方法
① 有形固定資産
有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　　2年～18年
その他　　2年～20年
② 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（2～5年）に基づいて償却しております。
（3）貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

（4）賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

（5）役員業績報酬引当金の計上基準

役員業績報酬引当金は、連結される子会社及び子法人等の役員に対する業績報酬に備えるため、当中間連結会計期間末における支給見込額を計上しております。

（6）退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、連結される子会社及び子法人等の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務発生年度において一括処理

数理計算上の差異各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、当中間連結会計期間末については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額をその他資産（前払年金費用）として計上しております。

（7）役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

（8）ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、必要と認められる額を計上しております。

（9）その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について、合理的に見積もることができる金額を計上しております。

（10）リース取引の処理方法

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

（11）中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

（12）消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更等

連結子会社においては、保険代理店手数料収入の収益認識方法について、従来、保険会社との精算時点で一括計上しておりましたが、保険契約の管理体制が整備されたことを契機に、当第1四半期連結会計期間より保険代理店手数料を保険期間で按分計上する方法に変更いたしました。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前中間連結会計期間及び前連結会計年度については遡及適用後の中間連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

1．貸出金のうち、破綻先債権額は372百万円、延滞債権額は2,756百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,175百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないもの）に該当しないものであります。

3．破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,304百万円であります。

なお、上記１．から３．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、740百万円であります。

5．為替決済等の担保として、有価証券21,484百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金1,453百万円が含まれております。

6．当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、15,840百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が13,079百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7．有形固定資産の減価償却累計額 2,251百万円

（中間連結損益計算書関係）

「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額842百万円を含んでおります。

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,200			1,200	
A種普通株式	200			200	(注)
B種普通株式	600			600	(注)
合計	2,000			2,000	

(注) A種普通株式、B種普通株式はいずれも無議決権普通株式であり、配当受領権、残余財産分配請求権が普通株式と同順位であるほか、普通株式への転換（取得）請求権及び現金による（強制）取得条項が付されております。なお、A種普通株式については、転換請求の前後において、株券等所有割合が20%以上となる場合は、転換請求を行うことができないこととなっております。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

（単位：百万円）

現金預け金	240,265
日本銀行預け金を除く預け金	△10,553
現金及び現金同等物	229,711

（金融商品関係）

○金融商品の時価等に関する事項

平成24年９月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注３）参照）。

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金預け金	240,265	240,265	－
（2）買入金銭債権	127,161	127,161	－
（3）有価証券			
その他有価証券	218,735	218,735	－
（4）貸出金	576,524		
貸倒引当金（※1）	△1,653		
	574,870	579,044	4,173
資産計	1,161,034	1,165,207	4,173
（1）預金	1,104,935	1,110,653	5,718
負債計	1,104,935	1,110,653	5,718

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

（１）現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（２）買入金銭債権

買入金銭債権は、取引金融機関から提示された価格又は経営陣の合理的な見積りにより算定された価額によっております。

（３）有価証券

債券は、取引所の価格、取引金融機関から提示された価格又は経営陣の合理的な見積りにより算定された価額によっております。

（４）貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負　債

（１）預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注２）中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（注３）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価等に関する事項の「資産（３）有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式（※1）	4,745
合　計	4,745

（※１）非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）
　中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。

１．その他有価証券（平成24年９月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	48,966	47,554	1,411
	国債	13,708	13,163	544
	短期社債	－	－	－
	社債	35,258	34,391	867
	その他	198,607	194,577	4,030
	外国証券	76,523	73,597	2,925
	その他	122,084	120,979	1,104
	小計	247,574	242,132	5,442
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	35,947	35,969	△22
	国債	28,857	28,873	△15
	短期社債	4,999	4,999	－
	社債	2,089	2,095	△6
	その他	62,375	66,092	△3,717
	外国証券	57,298	61,000	△3,701
	その他	5,077	5,092	△15
	小計	98,322	102,062	△3,739
合計		345,897	344,194	1,703

（１株当たり情報）
１株当たりの純資産額　　29,094円11銭
１株当たり中間純利益金額　　1,910円56銭

Ⅳ．株式会社イオン銀行の最終事業年度（２０１２年３月期）における計算書類等

事　業　報　告

〔2011年４月１日から
2012年３月31日まで〕

１．当行の現況に関する事項

⑴　事業の経過及び成果等

［主要な事業内容］

当行は、イオンショッピングセンターの高い集客力を活かして、ショッピングセンター内の営業所（以下、「インストアブランチ」）において、個人のお客さま向けに預金業務、住宅ローン、無担保ローンを中心とした貸出業務や、投資信託、保険商品の窓口販売業務を行うとともに、イオンショッピングセンター、イオングループのコンビニエンスストアであるミニストップ等にＡＴＭを設置し、現金の入出金、為替業務等を行っております。

インストアブランチは、お客さまにお買物ついでに気軽にお立ち寄りいただける「親しみやすく、便利で、わかりやすい銀行」を目指して、原則あさ９時からよる９時まで、土日・祝日を含めて年中無休で営業しております。

また、当事業年度末よりイオンショッピングセンターに入居するテナント企業、お取引先企業等、各地域で事業を営む皆さまの金融ニーズにお応えするため、法人営業拠点にて事業性融資等の取扱いを始めました。

［金融経済環境］

当事業年度の我が国経済は、東日本大震災の影響により、生産活動や消費活動が一時的に大きく低下したものの、サプライチェーンの復旧や生産設備の回復につれ、持ち直しの動きが見られました。また、震災に係る第３次補正予算約20兆円も決定され公共投資等の執行への期待感が高まりました。さらに、平成23年12月からのエコカー補助金の復活により自動車販売台数が増加するなど、政策投資が国内景気を押し上げる動きも一部では見られました。しかしながら、欧州諸国の財政金融危機問題の再燃や、原油価格の上昇などを背景とした海外経済の減速が引き続き懸念され、将来不安や不透明感を払拭できない状態が続きました。

［事業の経過及び成果］

当事業年度におきましては、ファミリー層からシニア層まで、幅広い年齢層のお客さまの声に耳を傾け、これまで以上の利便性向上に向け、インストアブランチやＡＴＭの設置拡大、お客さまのご要望に合わせた商品やイオンらしいサービスの拡充に努めました。

お客さまとのお取引の基盤となるインストアブランチにつきましては、新たに８店舗（うち当行直営店舗１店舗・イオンクレジットサービス株式会社（以下、「ＡＣＳ」）による銀行代理業店舗７店舗）を出店し、直営店及び銀行代理業店舗を合わせて83店舗となりました。

ＡＴＭにつきましては、ＡＣＳとのＡＴＭ共同事業としてイオンショッピングセンターやミニストップ等へ積極的に設置を行い、当事業年度末のＡＴＭ設置台数は前事業年度末に比べ126台増加し1,951台となりました。ＡＴＭ提携先数は、より多くの金融機関にてお取引をいただけるよう提携先の拡大に努めた結果、前事業年度末に比べ11社増加し561社となりました。

取扱商品につきましては、お客さまのニーズやご要望に合わせ、住宅ローン、投資信託、保険商品のラインナップを拡大いたしました。具体的には、住宅ローンにおいて、お借入時に金利プランを選択いただけるよう「住宅ローン金利プラン（定率型）」を追加いたしました。投資信託につきましては９本を、保険商品につきましては３商品を新たに追加し、それぞれの取扱商品数は投資信託60本、保険商品22商品となりました。また、イオンらしいサービスとして平成23年12月より、当行のお取引状況に応じて、ＷＡＯＮポイントが貯まる「イオン銀行ポイントクラブ」を新たに開始いたしました。

このほか、住宅ローン事業のさらなる展開として、平成24年１月27日に東芝ファイナンス株式会社より東芝住宅ローンサービス株式会社（現イオン住宅ローンサービス株式会社）の株式の一部を譲り受け、当行の関連会社といたしました。

また、イオンショッピングセンターに入居するテナント企業、お取引先企業等、各地域で事業を営む皆さまからの法人向けサービスのご要望を受け、本格的な法人向け金融事業を展開するため、平成23年12月26日に預金保険機構より、株式会社第二日本承継銀行（同日、株式会社イオンコミュニティ銀行へ商号変更）の全株式を譲り受けました。その後、システム・人員等を精査し、両行の強みを活かしたシナジーが早期に発揮できると判断したことから、平成24年３月31日に当行を存続会社、株式会社イオンコミュニティ銀行を消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は、次のとおりとなりました。

（口座）

当事業年度末における口座数は、258万口座（前事業年度末に対し55万口座増）となりました。

（預金）

普通預金・定期預金等を合わせました預金の当事業年度末の残高は、１兆1,167億円（前事業年度末比21％増）となりました。

（貸出金）

住宅ローン・カードローン等を合わせました貸出金の当事業年度末の残高は、4,640億円（前事業年度末比59％増）となりました。

（有価証券）
　有価証券の当事業年度末の残高は、3,448億円（前事業年度末比６％増）となりました。
（総資産）
　総資産の当事業年度末の残高は、１兆2,148億円（前事業年度末比21％増）となりました。
（損益）
　損益につきましては、経常利益が35億円（前事業年度△27億円）、当期純利益は46億円（前事業年度△19億円）となりました。

[当行が対処すべき課題]
　平成24年度は、これまで以上にお客さまの声に耳を傾け、さらなる利便性向上に向けて取り組んでまいります。具体的には、インストアブランチやＡＴＭの新設のほか、チャネル網の拡充として、普及が進むスマートフォンへの対応等、ネットバンキング機能の強化を実施してまいります。また、住宅ローンや無担保ローンなどのローン商品・サービスの拡充、投資信託や保険商品の窓口販売取扱商品の拡充など、ファミリー層からシニア層まで、幅広い年齢層の個人のお客さま向けに、サービスの向上を図ってまいります。さらに、株式会社イオンコミュニティ銀行との合併による、業務インフラの一元化により、経営効率の向上を図るとともに、法人のお客さまの声に耳を傾け、商品・サービスを拡充し、より質の高い金融サービスの提供を行ってまいります。
　なお、平成23年12月、当行の子会社であるイオン保険サービス株式会社において元従業員による現金着服の不祥事件が発覚いたしました。お客さまをはじめ、お取引先の皆さまにご心配をおかけすることになり、心から深くお詫び申し上げます。同社及び当行は、事件発覚後、直ちに原因究明を行い、再発防止策等を実施いたしました。
　当行グループは、このような事態を二度と起こさないよう、より一層の内部統制等の確立を重要課題と受け止めて、その強化のための取組みを継続的に実施してまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
預金	3,345	6,371	9,200	11,167
定期性預金	2,901	5,405	7,585	9,112
その他	444	966	1,615	2,054
貸出金	851	1,814	2,918	4,640
個人向け	851	1,814	2,911	4,563
中小企業向け	－	0	7	74
その他	－	－	－	2
商品有価証券	－	－	－	－
有価証券	866	2,357	3,228	3,448
国債	866	907	1,601	1,500
その他	－	1,450	1,627	1,948
総資産	3,794	7,067	9,960	12,148
内国為替取扱高	13,227	29,108	49,404	55,563
外国為替取扱高	百万ドル －	百万ドル －	百万ドル －	百万ドル －
経常利益	百万円 △20,062	百万円 △12,898	百万円 △2,723	百万円 3,534
当期純利益	百万円 △20,179	百万円 △13,103	百万円 △1,978	百万円 4,687
１株当たり当期純利益	円　銭 △25,138　46	円　銭 △7,703　97	円　銭 △989　28	円　銭 2,343　82

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．１株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	847人	523人
平均年齢	41年9月	42年2月
平均勤続年数	2年7月	2年9月
平均給与月額	353千円	356千円

(注) 1．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2．使用人数は、執行役員及び受入出向者を含み、出向者、臨時雇員及び嘱託を含めておりません。
3．平均給与月額は、賞与を除く当年度中の平均給与月額であります。
4．当年度末の使用人数には、株式会社イオンコミュニティ銀行を吸収合併したことにより増加した275名を含んでおります。

(4) 営業所等の状況

イ．営業所数の推移

		当年度末	前年度末
		店	店
本支店		13	13
出張所		89	62
	北海道・東北	9	3
	関東・甲信越	41	31
	北陸・東海	17	14
	近畿	13	11
	中国・四国	3	0
	九州	6	3
合計		102	75

(注) 1．本支店のうち、本店を除く12店はバーチャル支店であります。
2．出張所には、当行の銀行代理業者であるイオンクレジットサービス株式会社の営業所内にて、当行職員が投資信託・保険商品を取扱うスペース49ヵ所を含めております。

3．当年度末の出張所の増加は新設１ヵ所、株式会社イオンコミュニティ銀行を吸収合併したことによる増加が、26ヵ所です。
4．上記のほか、ＡＴＭを1,951台（前年度末1,825台）設置しております。

ロ．当年度新設営業所

出張所名	所在地
イオンモール利府店	宮城県宮城郡利府町利府字新屋田前22

ハ．株式会社イオンコミュニティ銀行との合併により引き継いだ営業所

出張所名	所在地
札幌法人営業部	北海道札幌市中央区北２条西３－１－12　敷島ビル２Ｆ
秋田法人営業部	秋田県秋田市中通２－５－11　スターツ中央ビル１Ｆ
盛岡法人営業部	岩手県盛岡市開運橋通１－１　アクア盛岡ビル１Ｆ
仙台法人営業部	宮城県仙台市青葉区本町２－15－１　ルナール仙台９Ｆ
郡山法人営業部	福島県郡山市駅前２－10－16　パシフィックシティ郡山２Ｆ
宇都宮法人営業部	栃木県宇都宮市大通り４－２－10　宇都宮駅前ビル１Ｆ
水戸法人営業部	茨城県水戸市大町１丁目２－40　朝日生命水戸ビル１Ｆ
大宮法人営業部	埼玉県さいたま市大宮区仲町１－124－２　ＯＺビル１Ｆ
千葉法人営業部	千葉県千葉市中央区中央２－５－１　千葉中央ツインビル２号館１Ｆ
神田法人営業部	東京都千代田区神田司町２－７
新宿法人営業部	東京都新宿区歌舞伎町１－１－16　テイケイトレード新宿ビル５Ｆ
横浜法人営業部	神奈川県横浜市西区南幸２－18－１　ＴＳＵＴＳＵＩ横浜ビル６Ｆ
甲府法人営業部	山梨県甲府市丸の内２－29－３　高山ビル１Ｆ
長野法人営業部	長野県長野市南千歳町１－８－10　ミタムラビル１Ｆ
新潟法人営業部	新潟県新潟市中央区弁天１－１－22　東信新潟ビル５Ｆ

出張所名	所在地
金沢法人営業部	石川県金沢市此花町７－８　カーニープレイス金沢第２ビル３Ｆ
静岡法人営業部	静岡県静岡市葵区呉服町１－６－11　静岡呉服町ビル６Ｆ
名古屋法人営業部	愛知県名古屋市中区錦１－20－25　広小路ＹＭＤビル３Ｆ
梅田法人営業部	大阪府大阪市北区中崎西２－２－１　東梅田八千代ビル５Ｆ
神戸法人営業部	兵庫県神戸市中央区布引町４－２－12　ネオフィス三宮７Ｆ
岡山法人営業部	岡山県岡山市北区磨屋町10－20　磨屋町ビル４Ｆ
広島法人営業部	広島県広島市中区幟町14－14　広島教販ビル３Ｆ
高松法人営業部	香川県高松市亀井町８－11　Ｂ－Ｚ高松プライムビル５Ｆ
福岡法人営業部	福岡県福岡市博多区博多駅前２丁目20－１　大博多ビル２Ｆ
熊本法人営業部	熊本県熊本市花畑町１－７　ＭＹ熊本ビル２Ｆ
鹿児島法人営業部	鹿児島県鹿児島市東千石町14－10　天文館三井生命南国テレホンビル４Ｆ

二．銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
イオンクレジットサービス株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目１番地	クレジットカード業務
株式会社荘内銀行	山形県鶴岡市本町一丁目９番７号	銀行業務
イオン保険サービス株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目３番地 幕張テクノガーデンＤ棟	保険代理業務

（注）１．株式会社荘内銀行による当行の銀行代理業務の委託は平成24年１月31日付で終了いたしました。
２．イオン保険サービス株式会社による当行の銀行代理業務の委託は平成24年４月30日付で終了いたしました。

ホ．銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

⑸ 設備投資の状況

イ．設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	1,988

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．重要な設備の新設等

該当事項はありません。

⑹ 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

該当事項はありません。

ロ．子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	
イオン保険サービス株式会社	千葉県千葉市	保険代理業務	平成２年１月16日	250	99.01	－

（注）１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

２．議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

⑺ 事業譲渡等の状況

当行は、株式会社イオンコミュニティ銀行の全株式を平成23年12月26日付で預金保険機構より取得し、平成24年３月31日を効力発生日として当行を存続会社、株式会社イオンコミュニティ銀行を消滅会社とする吸収合併を行っております。

⑻ その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（年度末現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況	その他
取締役会長	原口恒和	イオン株式会社総合金融事業共同最高経営責任者	
取締役副会長（社外役員）	井元哲夫	イオン株式会社執行役ドラッグ・ファーマシー事業最高経営責任者 株式会社ＣＦＳコーポレーション代表取締役会長 株式会社クスリのアオキ取締役（社外役員） グローウェルホールディングス株式会社取締役（社外役員） 株式会社ツルハホールディングス監査役（社外役員）	
代表取締役社長	片岡正二		
取締役兼常務執行役員	河田和彦	リテール営業本部長	
取締役兼常務執行役員	渡邉廣之	人事教育部・総務部・お客さまサービス部担当 イオン保険サービス株式会社取締役（社外役員）	
取締役兼常務執行役員	平子恵生	法人営業本部長　兼　法人営業企画部長	
取締役兼常務執行役員	森山高光	企画部担当	
取締役兼執行役員	青木則夫	リスク管理統括部担当	
取締役兼執行役員	三藤智之	資金部・資産運用部担当・資金部長	
取締役兼執行役員	石塚和男	システム部担当	
取締役兼執行役員	久世直樹	事務統括部・審査第一部・審査第二部担当 イオン住宅ローンサービス株式会社取締役（社外役員）	

（年度末現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況	その他
取締役兼執行役員	弓削　裕	法務コンプライアンス部・融資企画部担当	平成24年3月31日就任
取締役（社外役員）	豊島正明	イオン株式会社取締役兼専務執行役社長補佐事業開発責任者 イオンモール株式会社取締役 株式会社ダイエー監査役（社外役員）	
常勤監査役（社外役員）	濵﨑洋行	ミニストップ株式会社監査役（社外役員） マックスバリュ中部株式会社監査役（社外役員）	
常勤監査役（社外役員）	加藤　博		平成24年3月31日就任
監査役（社外役員）	千葉清一	イオン株式会社執行役グループ財務最高責任者 イオンモール株式会社監査役（社外役員）	
監査役（社外役員）	平林秀博	イオン株式会社執行役社長室責任者	

＜ご参考＞

当行は、執行役員制度を採用しており、取締役を兼務しない執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

地位	氏名	担当	その他
執行役員	表寺　務	事務統括部長	
執行役員	小林伸明	東日本法人営業部長	
執行役員	近持　淳	お客さまサービス部長	
執行役員	柚木良宣	商品開発部・ネット業務推進部・ＡＴＭ・WAON業務推進部担当	平成24年3月7日就任
	（当該事業年度中に辞任した執行役員）		
執行役員	八反田一夫	法務コンプライアンス部担当兼法務コンプライアンス部長	平成24年3月7日辞任
常務執行役員	内山智夫	販売促進部・ＡＴＭ業務推進部担当兼販売促進部長	平成24年3月31日辞任

（注）当該事業年度中に辞任した執行役員の地位及び担当は辞任時のものであります。

⑵ 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　　分	支　給　人　数	報　　酬　　等
取　締　役	11人	194（うち報酬以外の金額19）
監　査　役	1人	15　（うち報酬以外の金額1）
計	12人	209（うち報酬以外の金額20）

（注）1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．報酬等のうち書きは、当年度の役員退職慰労引当金繰入額です。
3．取締役及び監査役の報酬限度額は、平成19年10月５日開催の臨時株主総会において、取締役については年額300百万円以内、監査役については年額50百万円以内と定める旨を決議しております。

3．社外役員に関する事項

⑴ 社外役員の兼職その他の状況

（年度末現在）

氏　　名	兼　職　そ　の　他　の　状　況
井　元　哲　夫	イオン株式会社　執行役　ドラッグ・ファーマシー事業最高経営責任者 株式会社ＣＦＳコーポレーション　代表取締役会長 株式会社クスリのアオキ　取締役（社外役員） グローウェルホールディングス株式会社　取締役（社外役員） 株式会社ツルハホールディングス　監査役（社外役員）
豊　島　正　明	イオン株式会社　取締役兼専務執行役　社長補佐事業開発責任者 イオンモール株式会社　取締役 株式会社ダイエー　監査役（社外役員）
濵　﨑　洋　行	ミニストップ株式会社　監査役（社外役員） マックスバリュ中部株式会社　監査役（社外役員）
千　葉　清　一	イオン株式会社　執行役　グループ財務最高責任者 イオンモール株式会社　監査役（社外役員）
平　林　秀　博	イオン株式会社　執行役　社長室責任者

（注）1．イオン株式会社とは、当行に対する資本出資に関する取引等があります。
2．それ以外の兼職先と、当行との間には重要な取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
井　元　哲　夫	9か月	当年度就任後に開催した取締役会29回のうち18回に出席しております。	上場企業における豊富な経験を有しており、議案等の審議に際し、適宜有効な発言を行っております。
豊　島　正　明	5年11か月	当年度に開催した取締役会35回のうち19回に出席しております。	上場企業における豊富な経験に卓越した見識を有しており、議案等の審議に際し、適宜有効な発言を行っております。
濵　﨑　洋　行	4年9か月	当年度に開催した取締役会35回のうち33回に、また、同期間に開催した監査役会20回の全てに出席しております。	上場企業の監査役など豊富な経験を有しており、議案等の審議に際し、適宜有効な発言を行っております。
加　藤　　博	0か月	－	－
千　葉　清　一	1年9か月	当年度に開催した取締役会35回のうち29回に、また、同期間に開催した監査役会20回の全てに出席しております。	金融機関における豊富な経験を有しており、議案等の審議に際し、適宜有効な発言を行っております。
平　林　秀　博	9か月	当年度就任後に開催した取締役会29回のうち26回に、また、同期間に開催した監査役会17回のうち14回に出席しております。	上場企業における豊富な経験を有しており、議案等の審議に際し、適宜有効な発言を行っております。

(注) 加藤　博氏は、平成24年3月31日付で常勤監査役に就任しております。

(3) 責任限定契約

該当事項はありません。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当行からの報酬等	当行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	1人	15 (うち報酬以外の金額　1)	－

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．報酬等には、当年度の役員退職慰労引当金繰入額1百万円を含めております。

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4．当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	2,000千株
	A種普通株式	200千株
	B種普通株式	600千株
発行済株式の総数	普通株式	1,200千株
	A種普通株式	200千株
	B種普通株式	600千株

(2) 当年度末株主数

普通株式	38名
A種普通株式	1名
B種普通株式	2名

(3) 大株主

イ．普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
イオン株式会社	465	38.75
株式会社みずほコーポレート銀行	60	5.00
株式会社三井住友銀行	60	5.00
三菱商事株式会社	60	5.00
株式会社横浜銀行	40	3.33
株式会社千葉銀行	36	3.00
株式会社三菱東京UFJ銀行	30	2.50
日本生命保険相互会社	30	2.50
第一生命保険株式会社	30	2.50
明治安田生命保険相互会社	30	2.50
NIFSMBC－V2006S1投資事業有限責任組合 無限責任組合員　大和企業投資株式会社	30	2.50

(注) 1．持株数等は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

ロ．Ａ種普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
イオン株式会社	200	100.00

（注）持株数等は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ハ．Ｂ種普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
イオン株式会社	400	66.66
イオンクレジットサービス株式会社	200	33.33

（注）１．持株数等は、単位未満を切り捨てて表示しております。
２．持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

⑷ その他株式に関する重要な事項
当行の株式には譲渡制限が付されております。

５．当行の新株予約権等に関する事項
⑴ 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当事項はありません。

⑵ 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当事項はありません。

６．会計監査人に関する事項
⑴ 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岸野 勝 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 坂本一朗 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松本繁彦	84	当行は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である証券化商品と仕組債の時価評価モデルに関する調査業務、システムリスク総点検に関する助言業務及びシステムリスク管理態勢に関する外部監査業務等について委託しております。

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

⑵　責任限定契約
該当事項はありません。

⑶　会計監査人に関するその他の事項
イ．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会による会社法第340条第１項に定める会計監査人の解任のほか、取締役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会の目的とします。
ロ．会社法第459条第１項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針
該当事項はありません。
ハ．会社法第444条第３項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の２第５項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実
該当事項はありません。

７．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
該当事項はありません。

８．業務の適正を確保する体制
平成20年１月31日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について決議しております（最終改正：平成24年３月27日）。その概要は次のとおりであります。なお、同体制の実効性については毎期末に取締役会にて評価及び確認を行っております。

⑴　取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
イ．「全国銀行協会　行動憲章」及び「イオン行動規範」を踏まえ「コンプライアンス方針」を定めるとともに、コンプライアンス関連の各規程を整備し、コンプライアンス体制の確立を図る。又、当行のコンプライアンス体制の推進のための組織として、「コンプライアンス統括管理者」及び「コンプライアンス委員会」を設置する。
ロ．毎半期に「コンプライアンス・プログラム」を策定しこれを周知徹底する。又、役職員に対し配属前にコンプライアンス研修を実施し、配属後は各インストアブランチ対象に臨店指導を行い、コンプライアンス意識のさらなる向上を目指す。

ハ．コンプライアンスの状況・活動を定期的にコンプライアンス委員会及び取締役会に報告し分析・評価を行う。その結果は必要に応じて評価等に反映させ、又、結果に基づいてコンプライアンス状況の改善を実施する。
ニ．法令等疑義ある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として、イオン行動規範110番相談窓口及びコンプライアンス・ホットラインを活用し、同制度につき役職員に対して周知する。
ホ．市民生活に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、関係を遮断する。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
イ．取締役会等の主要な会議体の決議事項等は議事録を作成保管し職務執行の記録とする。又、個別取締役、執行役員の決裁は、稟議制度に則り記録・保存する。これら職務執行に係る情報は情報管理に関する規程等に従い保存管理を行う。

⑶　損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ．リスク管理の基本的な方針として「リスク管理基本規程」を定め、リスク管理委員会においてリスク管理全般に関する事項の検討、審議及び取締役会の委嘱の範囲内での必要な決定を行う。又、分野別リスクを担当する各リスク管理所管部及びこれらの分野別リスク管理を統括するリスク管理統括部を設置し、全行的な総合的リスク管理を推進する。
ロ．自己資本管理体制の確立のため「自己資本管理方針」を定め、適切な自己資本及び自己資本比率の確保を行う。
ハ．「経営危機対策規程」を定め、災害等の危機管理について適切な体制整備を行い、災害やシステム障害等への迅速な対応及びリスク軽減措置等により業務の早期回復が図れる態勢とする。

⑷　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ．取締役会は、全役職員が共有する全社的な目標を定め、その目標達成のために経営計画の策定や経営資源の配分を適切に行うものとする。その上で、各規程に定める権限分配及び意思決定ルールに従い、効率的に職務を遂行する体制とする。
ロ．業容及び組織規模の拡大により業務執行の効率性を損なわないよう経営計画や資源配分、及び権限分配や意思決定ルールの在り方を適宜見直すものとする。

⑸　当会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ．当行の内部統制を構築するとともに、イオングループの内部統制との整合性を図り、イオングループ全体として業務の適正性を確保できるよう内部統制を構築する。

ロ．当行の子会社等に関する業務の円滑化と管理の適正化を図り、子会社等を指導・育成することを目的として、「関連会社管理規程」を定め、同規程に基づき子会社等の適正な管理を行うと共に、当行は、子会社等の経営管理上および内部統制上の重要な事項については、当行の取締役会への承認、報告を求め、子会社等の業務の適正を確保するとともに、当行は子会社等に対し定期または臨時に監査を実施するものとする。

ハ．また、銀行の公共性及び設立母体からの独立性の要請があることに鑑み、イオングループ各社または子会社等との利益が実質的に相反するおそれのある取引その他の施策を実施するに当たっては、その決定の客観的公正性を担保するために、当業界における一般的な取引水準と比較を行った上で決定するなど、イオングループの事業リスクの遮断を図るとともに、イオングループ各社とその取引先等との取引の適切性を確保するものとする。

⑹ 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．取締役会は、監査役会からの求めに応じ補助すべき使用人又は内部監査部に必要な内部監査又は調査を実施させる。

ロ．当該監査又は調査業務に従事する使用人及び内部監査部の人事異動、懲戒処分等については、当該監査又は調査業務に関する限り、監査役会と協議するものとする。

⑺ 取締役及び従業員が監査役会に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．役職員が、監査役会に対して、法定の事項に加え、当行及びイオンに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

ロ．取締役会は上記報告体制が有効に機能していることを定期的に検証し、適切に機能していない場合には速やかにその旨を報告し是正するものとする。

⑻ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役等は監査役と定例的に会合を設けるとともに随時機会を設定し、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、監査役からの要請がある場合には、是正等の対応を行うものとする。

9．会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

第５期末（平成24年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	231,186	預金	1,116,723
現金	73,092	普通預金	204,897
預け金	158,093	定期預金	911,252
買入金銭債権	156,169	その他の預金	573
有価証券	344,845	借用金	5,047
国債	150,042	借入金	5,047
短期社債	4,999	その他負債	31,583
社債	30,083	未払法人税等	1,624
株式	14,887	未払費用	9,042
その他の証券	144,832	前受収益	524
貸出金	464,003	資産除去債務	180
割引手形	447	未払金	16,129
証書貸付	454,714	その他の負債	4,082
当座貸越	8,841	賞与引当金	413
その他資産	14,711	役員退職慰労引当金	69
前払費用	208	ポイント引当金	676
未収収益	2,293	その他の引当金	6
その他の資産	12,209	繰延税金負債	2,949
有形固定資産	2,258	負債の部合計	1,157,470
建物	523	（純資産の部）	
土地	736	資本金	51,250
建設仮勘定	26	資本剰余金	48,750
その他の有形固定資産	972	資本準備金	48,750
無形固定資産	2,473	利益剰余金	△44,562
ソフトウェア	2,389	その他利益剰余金	△44,562
その他の無形固定資産	83	繰越利益剰余金	△44,562
貸倒引当金	△820	株主資本合計	55,437
		その他有価証券評価差額金	1,919
		評価・換算差額等合計	1,919
		純資産の部合計	57,357
資産の部合計	1,214,827	負債及び純資産の部合計	1,214,827

第５期（平成23年４月１日から平成24年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		28,971
資金運用収益	17,196	
貸出金利息	8,389	
有価証券利息配当金	5,350	
コールローン利息	8	
預け金利息	149	
その他の受入利息	3,298	
役務取引等収益	4,468	
受入為替手数料	369	
その他の役務収益	4,099	
その他業務収益	5,078	
国債等債券売却益	4,752	
その他の業務収益	325	
その他経常収益	2,228	
その他の経常収益	2,228	
経常費用		25,437
資金調達費用	4,308	
預金利息	4,292	
借用金利息	0	
その他の支払利息	14	
役務取引等費用	3,428	
支払為替手数料	154	
その他の役務費用	3,273	
その他業務費用	1	
その他の業務費用	1	
営業経費	17,130	
その他経常費用	569	
貸倒引当金繰入	562	
その他の経常費用	7	
経常利益		3,534
特別利益		1,299
固定資産処分益	42	
抱合株式消滅差益	1,256	
特別損失		102
固定資産処分損	6	
減損損失	18	
解約違約金	76	
その他の特別損失	1	
税引前当期純利益		4,730
法人税、住民税及び事業税	50	
法人税等調整額	△7	
法人税等合計		42
当期純利益		4,687

第５期（平成23年４月１日から平成24年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	51,250
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	51,250
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	48,750
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	48,750
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△49,249
当期変動額	
当期純利益	4,687
当期変動額合計	4,687
当期末残高	△44,562
株主資本合計	
当期首残高	50,750
当期変動額	
当期純利益	4,687
当期変動額合計	4,687
当期末残高	55,437
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	2,023
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△104
当期変動額合計	△104
当期末残高	1,919
純資産合計	
当期首残高	52,773
当期変動額	
当期純利益	4,687
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△104
当期変動額合計	4,583
当期末残高	57,357

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　2年～18年

その他　　2年～20年

⑵ 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（2～5年）に基づいて償却しております。

3．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

⑵ 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

⑶ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、当行内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

⑷ ポイント引当金
　ポイント引当金は、顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、必要と認められる額を計上しております。
⑸ その他の引当金
　その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について、合理的に見積もることができる金額を計上しております。

4．リース取引の処理方法
　所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

5．消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、５年間で均等償却を行っております。

追加情報
　当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月４日）を適用しております。

注記事項
（貸借対照表関係）
１．関係会社の株式総額　14,887百万円

２．貸出金のうち、破綻先債権額は160百万円、延滞債権額は3,982百万円であります。
　なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
　また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

３．貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額は２百万円であります。
　なお、３ヵ月以上延滞債権額とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,292百万円であります。
　なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5．破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,437百万円であります。
　なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は447百万円であります。

7．為替決済等の担保として、有価証券21,093百万円を差し入れております。
　また、その他の資産のうち保証金は1,318百万円であります。

8．当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,718百万円であります。これらは全て原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。
　なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9．有形固定資産の減価償却累計額　1,878百万円

10．取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額　158百万円

11．貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務用機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

⑴　取得原価相当額	有形固定資産	5百万円
	合計	5百万円

⑵ 減価償却累計額相当額　有形固定資産　5百万円
　　合計　5百万円
⑶ 期末残高相当額　有形固定資産　0百万円
　　合計　0百万円
⑷ 未経過リース料　１年内　0百万円
　　期末残高相当額　１年超　－百万円
　　合計　0百万円
⑸ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
　　支払リース料　1百万円
　　減価償却費相当額　1百万円
　　支払利息相当額　0百万円
⑹ 減価償却費相当額の算定方法
　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
⑺ 利息相当額の算定方法
　　リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

12. 関係会社に対する金銭債権総額　2百万円

13. 関係会社に対する金銭債務総額　863百万円

14. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
　　剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第４項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に５分の１を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

（損益計算書関係）
１．関係会社との取引による収益
　　資金運用取引に係る収益総額　930百万円
　　役務取引等に係る収益総額　2百万円
　　その他の取引に係る収益総額　68百万円
　関係会社との取引による費用
　　資金調達取引に係る費用総額　0百万円
　　役務取引等に係る費用総額　116百万円
　　その他の取引に係る費用総額　33百万円

（株主資本等変動計算書関係）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,200	－	－	1,200	
Ａ種普通株式	200	－	－	200	（注）
Ｂ種普通株式	600	－	－	600	（注）
合計	2,000	－	－	2,000	

（注）Ａ種普通株式、Ｂ種普通株式はいずれも無議決権普通株式であり、配当受領権、残余財産分配請求権が普通株式と同順位であるほか、普通株式への転換（取得）請求権及び現金による（強制）取得条項が付されております。なお、Ａ種普通株式については、転換請求の前後において、株券等所有割合が20％以上となる場合は、転換請求を行うことができないこととなっております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当行は主に全国のイオン、マックスバリュ等において展開しているＡＴＭ事業及びインストアブランチを基盤に展開しているローン事業、投資商品等の販売の金融サービス事業を行っております。

これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、顧客からの預金等によって資金調達を行っております。また、資金運用については、個人への貸出金を主として、その他法人向け貸出金、コールローン及び債券を主体とした有価証券等にて行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動によるリスクを管理するために、当行では、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）を実施しております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされている信用リスクに晒されております。また、有価証券については債券等であり、それぞれ発行体等の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク等からなる市場リスク等に晒されております。一方、資金調達手段は主として顧客からの預金であり、当行の財務内容の悪化などにより、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

当行は、リスク管理を経営の最重要課題のひとつと位置づけ、取締役会がリスク管理に係る最高決定機関として、定期的にリスク管理状況の報告を受け、基本的事項の決定を行う体制としています。さらに、リスク管理関係の諸規定を整備し、取締役会の決定した基本方針の下で全行的なリスク管理を行うため、リスク管理委員会を設置するとともに、全行的なリスク管理の統括部署としてリスク管理統括部を置いています。これらのリスク管理体制は、有効性、適切性を検証するために、被監査部門から独立した内部監査部による内部監査を受ける体制としています。

①　信用リスクの管理

当行は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスク管理を行っております。これらの与信管理は審査部が個別債務者毎に新規与信実行時及び実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めております。

有価証券等の発行体の信用リスクについては投資委員会において審査・審議を行っており、その結果を定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告しております。

②　市場リスクの管理

当行は、市場リスク管理に係る体制としては、市場フロント、市場バック、市場ミドル各機能を各々独立した組織が担当し、業務上の相互牽制を確保しています。

市場リスク管理に使用するリスク指標としては、金利感応度等を用い、限度枠遵守状況のモニタリングやストレステストを実施して、その結果を定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告しています。

③　流動性リスクの管理

当行は、流動性リスク管理として、支払準備資産保有比率及び資金ギャップ枠を設定し、リスク管理統括部が日々モニタリングを行い、その結果を定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告しています。また、運営にあたっては資金効率を考慮しつつも流動性確保にウェイトを置いた管理を行っています。

⑷　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

⑸　市場リスクの定量的情報等について

①　金利感応度について

当行において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」「買入金銭債権」「貸出金」「預金」であります。

当行では、これらの金融資産及び金融負債について、金利が10ベーシス・ポイント（0.10％）変動したときの時価の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。金利以外のリスク変数が一定の場合、平成24年３月31日現在の金利が10ベーシス・ポイント高ければ、金融資産と金融負債相殺後の資産側の時価は76百万円減少致します。

② 信用スプレッドについて

信用スプレッドとは、有価証券のうち「社債、劣後債、リパッケージ債、ＣＬＮ（クレジット・リンク債）等」への投資での国債利回りやスワップ金利に対する上乗せスプレッド、またはＣＤＳ（クレジット・デフォルト・スワップ）スプレッドを指します。信用スプレッド以外のリスク変数が一定の場合、平成24年３月31日現在の試算では信用スプレッドが10ベーシス・ポイント（0.10％）広がれば、これらの信用リスクのある有価証券（除く証券化商品）の時価は574百万円減少致します。

上記①②の当該影響額は、該当するリスク変数を除くその他のリスク変数が一定の場合を前提としており、変動させるリスク変数とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利が10ベーシス・ポイント（0.10％）を超えて変動した場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 証券化商品について

証券化商品の金利リスク以外の価格変動リスクについては、インデックス指標の過去における変動率を考慮したうえで、時価の一律５％相当額をリスク量相当額と見積もっており、その金額は8,481百万円であります。

④ 財投機関債について

財投機関債の金利リスク以外の価格変動リスクについては、預金取扱金融機関のＢＩＳ自己資本比率算出に係るリスクウェイトの10％を乗じ、その８％をリスク量として見積もっており、その金額は119百万円であります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成24年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注３）参照）。

また、区分処理を要しない複合金融商品の組込デリバティブについては現物の金融商品に含めて記載しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑴ 現金預け金	231,186	231,186	－
⑵ 買入金銭債権	156,169	156,169	－
⑶ 有価証券			
その他有価証券	329,958	329,958	－
⑷ 貸出金	464,003		
貸倒引当金（※１）	△817		
	463,185	466,018	2,833
資産計	1,180,500	1,183,333	2,833
⑴ 預金	1,116,723	1,122,428	△5,704
⑵ 借用金	5,047	5,047	－
負債計	1,121,771	1,127,476	△5,704

（※１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

⑴　現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

⑵　買入金銭債権

買入金銭債権は、取引金融機関から提示された価格又は経営陣の合理的な見積りにより算定された価額によっております。

⑶　有価証券

債券は、取引所の価格、取引金融機関から提示された価格又は経営陣の合理的な見積りにより算定された価額によっております。

（会計上の見積りの変更）

当行が保有する買入金銭債権及び有価証券のうち、仕組債及び証券化商品等につきましては、従来、ブローカーから入手する評価を市場価格に準じるものとして合理的に算定された価額とし、当該評価をもって時価としておりましたが、有価証券ポートフォリオ管理高度化の一環として、一部の銘柄について時価算定モデルを導入しております。当該モデルによって算定された評価を経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額とし、当該評価をもって時価としております。これにより、「有価証券」が4,441百万円、「買入金銭債権」が633百万円、「その他有価証券評価差額金」が3,962百万円増加しております。

なお、上記の経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額をもって計上した仕組債及び証券化商品等の貸借対照表価額は256,147百万円であります。経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法、価格決定変数はデフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等であり、対象となる有価証券等の内訳は、クレジット・リンク債、ローン担保証券等であります。

⑷　貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負　債

⑴　預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

⑵　借用金

借用金は短期間で決済される為、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

（注２）貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（注３）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価等に関する事項の「資産⑶　有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊）	14,887
合計	14,887

（＊）非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（注４）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超３年以内	３年超５年以内	５年超７年以内	７年超10年以内	10年超
預け金	158,093	－	－	－	－	－
買入金銭債権	5,332	30,000	53,247	61,525	3,000	1,924
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	136,100	25,000	70,000	－	17,000	82,634
貸出金（※）	32,400	46,110	46,617	45,484	54,816	231,154
合計	331,926	101,110	169,865	107,009	74,816	315,713

（※）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない4,126百万円、期間の定めのないもの6,896百万円は含めておりません。

（注５）社債、借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超３年以内	３年超５年以内	５年超７年以内	７年超10年以内	10年超
預金（※）	579,584	301,638	229,940	2,954	2,605	－
借用金	5,047	－	－	－	－	－
合計	584,632	301,638	229,940	2,954	2,605	－

（※）預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。

1．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成24年３月31日現在）

時価のあるものはありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	10,374
関連法人等株式	4,513

2．その他有価証券（平成24年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	49,043	47,444	1,599
	国債	18,960	18,152	807
	短期社債	－	－	－
	社債	30,083	29,291	791
	その他	250,913	245,785	5,128
	外国証券	104,195	100,263	3,931
	その他	146,717	145,521	1,196
	小計	299,956	293,229	6,727
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	136,082	136,091	△8
	国債	131,082	131,091	△8
	短期社債	4,999	4,999	－
	社債	－	－	－
	その他	50,089	52,491	△2,402
	外国証券	40,636	43,000	△2,363
	その他	9,452	9,491	△39
	小計	186,171	188,582	△2,411
合計		486,127	481,811	4,316

3．当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）

	売　却　額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
債　　券			
国　　債	91,864	2,814	－
社　　債	43,753	1,243	－
そ　の　他			
外　国　証　券	10,112	112	－
そ　の　他	59,309	581	－
合　　計	205,040	4,752	－

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
繰越欠損金	百万円
	15,564
賞与引当金	157
未払事業税	158
貸倒引当金	264
貸出金	3,179
その他	1,677
繰延税金資産小計	21,001
評価性引当額	△21,001
繰延税金資産合計	－
繰延税金負債	
有形固定資産	△39
その他有価証券評価差額金	△2,396
その他	△512
繰延税金負債合計	△2,949
繰延税金負債の純額	2,949百万円

2．「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月２日に公布され、平成24年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.68％から、平成24年４月１日に開始する事業年度から平成26年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については38.00％に、平成27年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.63％となります。この税率変更により、繰延税金負債は381百万円減少し、その他有価証券評価差額金は339百万円増加し、法人税等調整額は41百万円減少しております。

（一株当たり情報）

１株当たりの純資産額	28,678円55銭
１株当たりの当期純利益金額	2,343円82銭

（関連当事者との取引）

１．兄弟会社等

（単位：百万円）

属　性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注４）	科　目	期末残高（注４）
その他の関係会社の子会社	イオンリテール株式会社	なし	従業員の出向 電子マネー取引	電子マネーチャージ等（注１）	209,003	未払金 未収金	10,416 2,032
その他の関係会社の子会社	イオンクレジットサービス株式会社	なし	従業員の出向	ＡＴＭ共同事業に係る支払	4,514	未払金	388
			銀行代理業契約の締結	ＡＴＭ共同事業に係る受取（注２）	4,559	未収金	784
			ＡＴＭ共同事業保証委託契約の締結	債務被保証（注３）	22,823	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）電子マネーチャージ等については、一般的取引条件を参考に契約により決定しております。

（注２）ＡＴＭ共同事業については、一般的取引条件等を参考に契約により決定しております。

（注３）債務被保証については、一般的取引条件を参考に契約により決定しております。

（注４）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（注５）上記のほか、イオンクレジットサービス株式会社がオリジネートした信託受益権を、証券会社を通じて59,309百万円の売却及び57,000百万円の購入をしております。

2．役員及び個人主要株主等

（単位：百万円）

種　　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　　目	期末残高
役員及びその近親者	渡邉廣之	なし	当行取締役	資金の貸付（注１）	－	貸出金	22
役員及びその近親者	三藤智之	なし	当行取締役	資金の貸付（注１）	35	貸出金	35
役員及びその近親者	石塚和男	なし	当行取締役	資金の貸付（注１）	－	貸出金	61
役員及びその近親者	平子恵生	なし	当行取締役	資金の貸付（注１）	3	貸出金	36
役員及びその近親者	小林伸明	なし	当行執行役員	資金の貸付（注１）	－	貸出金	26
役員及びその近親者	柚木良宣	なし	当行執行役員	資金の貸付（注１）	－	貸出金	17

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）資金の貸付については、一般的取引条件を参考に契約により決定しております。

（共通支配下の取引等）

子会社の吸収合併

１．結合当事企業の名称、事業内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取引の目的を含む取引の概要

⑴　結合当事企業の名称及びその事業内容

株式会社イオンコミュニティ銀行（銀行業）

⑵　企業結合の法的形式

当行を存続会社とする吸収

⑶　結合後企業の名称

株式会社イオン銀行

⑷　取引の目的を含む取引の概要

当行の「商業と金融の融合により培われた地域に根づいた営業基盤」と、株式会社イオンコミュニティ銀行の「法人融資事業の営業基盤」を一体化し、金融商品・機能サービスを拡充することにより、お互いの強みとする地域のお客様に密着した事業をさらに拡大できるものと考えております。このため、当行は平成23年12月26日に株式会社イオンコミュニティ銀行の株式の100％を取得した上で、平成24年３月31日を合併期日とする吸収合併を行いました。

２．実施した会計処理の内容

本合併は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会　平成15年10月31日）及び、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成19年11月15日公表分）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。すなわち株式会社イオンコミュニティ銀行の吸収合併期日の前日に付された適正な帳簿価額により引き継いだ資産及び負債と、当行の所有する子会社株式の帳簿価額との差額（抱合株式消滅差益）を損益計算書の特別利益に「抱合株式消滅差益」として、1,256百万円計上しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年５月11日

株式会社　イオン銀行
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　岸　野　　勝	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　坂　本　一　朗	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　松　本　繁　彦	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社イオン銀行の平成23年４月１日から平成24年３月31日までの第５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査報告書

当監査役会は、平成23年４月１日から平成24年３月31日までの第５期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、取締役会において営業等の報告を受ける他、子会社担当の取締役等や子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載の子会社イオン保険サービス株式会社元従業員の、現金着服による不祥事件につきましては、その後、再発防止策が講じられてきたことを確認いたしました。

平成24年５月24日

株式会社イオン銀行　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　濵　崎　洋　行　㊞

常勤監査役（社外監査役）　加　藤　　博　㊞

社外監査役　千　葉　清　一　㊞

社外監査役　平　林　秀　博　㊞

（注記）

常勤監査役加藤　博は平成24年３月31日に就任いたしましたので、第５期事業年度中の４月１日より就任までの取締役の職務の執行の監査につきましては、他の監査役から詳細な聴取、報告を受け確認を行いました。

メ　モ

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

場　所　東京都千代田区神田美土代町７番地
住友不動産神田ビル　ベルサール神田　２階ホール
（受付は２階でございます。）
ＴＥＬ　03-5281-2030（代表）

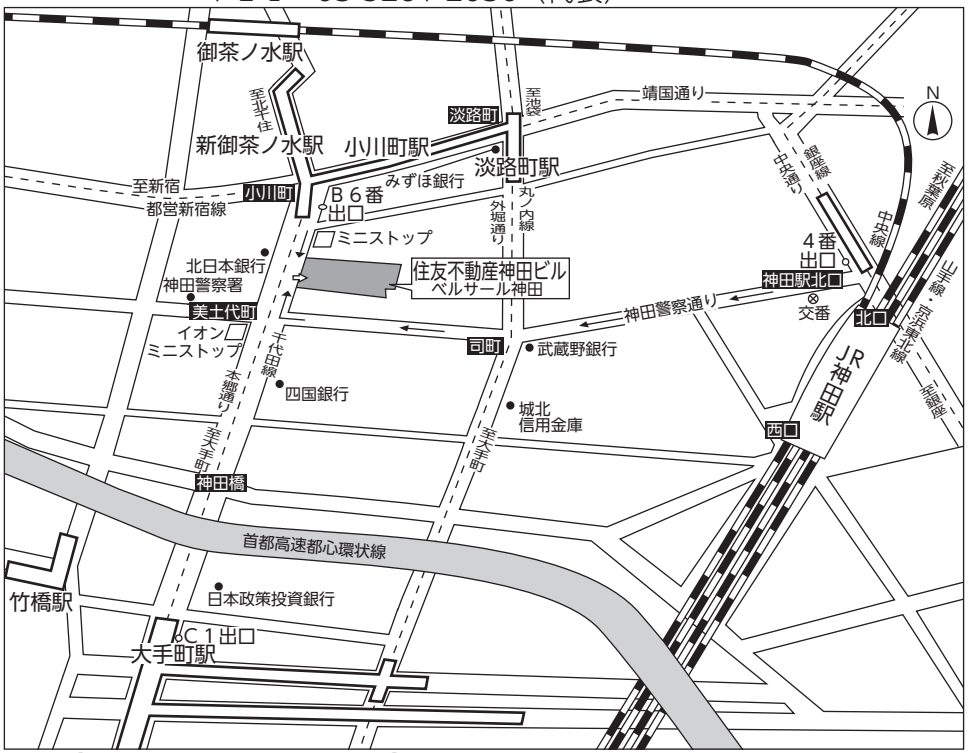

●ＪＲ線「神田駅」　北口出口　徒歩６分　「御茶ノ水駅」　聖橋口出口　徒歩７分
●銀座線「神田駅」　４番出口　徒歩６分
●千代田線「新御茶ノ水駅」　Ｂ６出口　徒歩２分
●新宿線「小川町駅」　Ｂ６出口　徒歩２分
●丸ノ内線「淡路町駅」　Ｂ６出口　徒歩２分
●半蔵門線、丸ノ内線、東西線、三田線、千代田線「大手町駅」　Ｃ１出口　徒歩８分
●東西線「竹橋駅」　３ｂ出口　徒歩８分
●駐車場のご用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださるようお願い申し上げます。

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080